

令和7年9月30日

各位

一般財団法人

静岡県建築住宅まちづくりセンター

確認検査業務に関する監督命令処分について

本日（9月30日）、国土交通大臣より建築基準法第77条の30第1項の規定による確認検査の業務に関する監督命令の処分を受けました。

お客様ならびに関係者の皆さまにご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

この度の命令に基づき、今後の再発防止のための業務改善計画書を早急に策定し、国土交通大臣に提出するとともに、監督命令を厳粛に受け止め、法令遵守と内部管理を一層徹底し、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

なお、確認検査業務をはじめ、全ての業務につきまして通常通り実施いたしますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上